

宮崎公立大学科目等履修生規程

平成19年4月1日

規程第81号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則（以下「学則」という。）第54条の規定に基づき科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、学修上支障がない場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、学則第19条に該当する者とし、その他必要な事項は別に定める。

(入学の出願)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、科目等履修生入学願書に次に掲げる書類及び所定の検定料を添えて学長に願出しなければならない。

(1) 最終学校の学業成績証明書及び卒業又は修了（見込み）証明書

(2) 健康診断書

(3) 前2号に掲げるもののほか学長が指定する書類

(選考)

第5条 科目等履修生の選考は、試験又は書類審査の方法によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、科目等履修生の選考については、宮崎公立大学入学者選抜規程の規定を準用する。

(入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき履修を許可されたものは、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(単位の授与)

第7条 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、学則及び宮崎公立大学の教育課程等を定める規程の規定を準用する。

(証明書の交付)

第8条 学長は、前条の単位の授与を受けた者について、単位取得証明書を交付する。

2 学長は、本人の申出により学力に関する証明書を交付する。

(学則の適用等)

第9条 学則の規定は、科目等履修生に適用する。

2 宮崎公立大学学生規程は、科目等履修生に準用する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。